健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	
		地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
	［略］	第四十四条第七項
［略］		

（令第二十三条の三の七第六項の介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条の四の十五　［略］

（令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める場合及び総務省令で定める日）

第二条の四の十六　令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める場合は、組合員であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める日は当該日の前日とする。

（令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等）

第二条の四の十七　［略］

（法第七十条の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合）

第二条の五の六　前条第一項の規定は、法第七十条の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合について準用する。

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	
		地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特例被保険者（令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者
	［同上］	第四十四条第四項
［同上］		

（令第二十三条の三の七第六項の介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条の四の十　［同上］

（令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める場合及び総務省令で定める日）

第二条の四の十一　令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める場合は、組合員であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第二十三条の三の八第一項の総務省令で定める日は当該日の前日とする。

（令第二十三条の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等）

第二条の四の十二　［同上］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第二条の五の六の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。